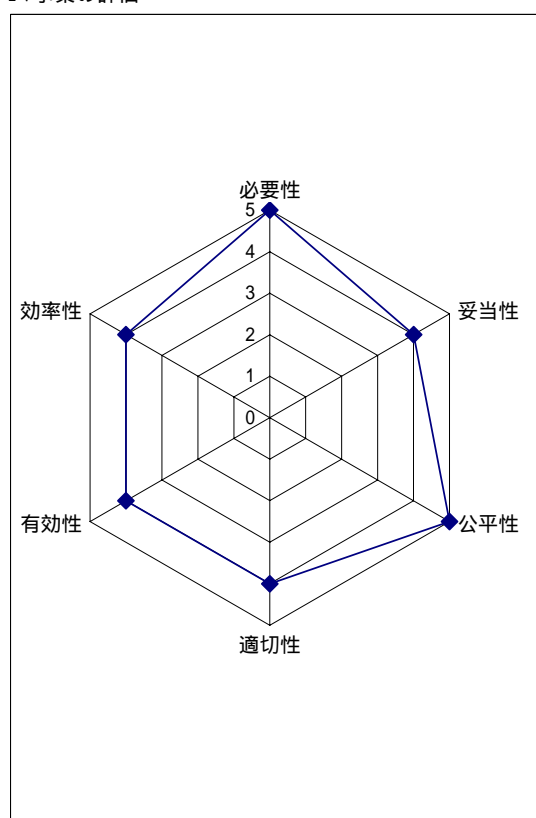


事務事業名	評価替えに伴う評価資料整備事業	担当部局	市長部局 市民生活部
基本目標	市民の誇りとなる対話と協調の都市づくり(自治・都市づくり)	担当課名	税務課
施策体系	創造的な総合行政(適正な財政運営)	担当係名	固定資産税係
施策	財源の確保を進める		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	適正な固定資産税の賦課決定を行うため、3年に1度行うものです。本来であれば毎年度評価替えを行えば、これによって得られる「適正な時価」をもとに課税を行うことができますが、膨大な量の土地及び家屋について毎年度評価を見直すことは、実務的には事実上不可能であることや、課税事務の簡素化を図り徴税コストを最小に抑える必要もあること等から、土地及び家屋については原則として3年間評価額を据え置く制度、言い換えれば、3年ごとに評価額を見直す制度がとれております。		
事業の期間(開始/終了)	年 月 / 年 月		
根拠法令、条例、規則など	地方税法		
事業が対象としている人(モノ)	4. 事業が対象としている人(モノ)		
具体的な活動内容	航空写真図作成、地番図作成及び地目図の作成		
	不動産鑑定による評価資料の作成		
	一般公開用路線価図作成		
事業の成果	具体的な活動内容の項目を処理することにより公正で公平な課税ができる。		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	5 ますます必要性は高くなっている
	評価替えに向けて評価資料を整備し、課税の適正化を図り課税の信頼を確保する。
妥当性	4 法的な問題などがあり、行政が行うべき事業である
	税の賦課決定については、評価員(市長)が決定するものとされており、従いまして、行政以外が関与することはできません。
公平性	5 広い範囲に対して便益を提供しており、偏りは見られない
	納税者以外にも広く活用されている。
適切性	4 現在のやり方(手段)が一般的であり、特に問題はない
	地方税法の規定に基づき、3年ごとに行っている。
有効性	4 概ね目標水準に達している
	課税資料として又は説明資料等に広く活用している。
効率性	4 効率は徐々に高まっている(コストは徐々に下げられている)
	委託事業であるため、事業費は抑えられている。

総合評価	評価のバランス、公平化、税財源の適正な確保に寄与している。
------	-------------------------------

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	維持継続	中長期的方向	維持継続
	説明	固定資産を評価するに際しては、適正な時価を決定する必要がある。本事業は市民の税の適正な課税を行ううえで必要な事業である。			
決定権者判断	決定内容	維持継続			
	説明	固定資産の評価替えは固定資産の価格、すなわち「適正な時価」を課税標準として課税するものである。これらの作業内容については国、県などで決められている。従って当事業は、今後も継続的に行っていく。なお、契約業者について競争原理をはたらかすために、一般競争入札又は指名競争入札にする。			